

養老町学習用タブレット端末購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（定時制、通信制を含む。）、特別支援学校の高等部若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（以下「高等学校等」という。）で必要となる端末購入費の一部を補助し、保護者の経済的負担を軽減するため、養老町学習用タブレット端末購入費補助金の交付について、養老町補助金交付規則（平成元年養老町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 入学する高等学校等から学習に必要な学用品として学習用タブレット端末（以下「端末」という。）の購入を求められている者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生徒の保護者（以下「保護者」という。）で、本町の住民基本台帳に登録されている者。
- (2) その他町長が認める者。

3 前2項の規定に関わらず、補助金の交付申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としなない。

- (1) 申請者及び同一世帯の者が町税(国民健康保険税を除く。)に未納がある者と認められるとき。
- (2) 他の地方公共団体等から端末の購入費の補助を受けているとき。

(対象経費)

第3条 端末の購入に係る経費には、次の金額を含むものとする。

- (1) 端末本体
- (2) キーボード（端末本体に附属していない場合に限る。）
- (3) 保証
- (4) 消費税及び地方消費税

2 前項各号の金額とその他金額が一体不可分となっている場合、その全てを対象経費とみなすこととする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象となる生徒1人に対し、5万円を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 前条第1項による補助を受けようとする保護者は、養老町学習用タブレット端末購入費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、高等学校等へ入学した年度の12月末日までに申請するものとする。ただし、高等学校等から端末の貸与を受けている保護者はその期間、補助金の申請をすることはできない。

- (1) 学生証の写し又は在学証明書
- (2) 端末の購入金額がわかる領収書等
- (3) 入学する高等学校等が端末の購入について示した書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、その交付を決定し、養老町学習用タブレット端末購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとし、補助金を交付することが不適切と認めたときは、養老町学習用タブレット端末購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、養老町学習用タブレット端末購入費補助金交付請求書(様式第4号)により、町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者が、規則第14条の規定に基づき行う実績報告は、第5条に規定する補助金の申請をもってこれに代えるものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 町長が、規則第15条の規定に基づき行う補助金の額の確定は、第6条に規

定する補助金の交付決定の通知をもってこれに代えるものとする。

(補助金交付の決定の取消し)

第10条 町長は、生徒が次の各号の事由に該当した事を確認した場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- (1) 停学となったとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 補助金の交付を辞退したとき。
- (4) 偽りその他の不正手段により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(連絡等)

第11条 補助金交付決定の後、生徒又は保護者に関して異動が生じた場合には、保護者は速やかに町長へその旨を連絡しなければならない。

2 保護者は、町長より補助金の交付決定の内容について、報告を求められた場合、速やかに報告するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に補助金の交付を受けたものに係る第10条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号(第5条関係)

養老町学習用タブレット端末購入費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 養老町長

申請者 住 所
(保護者) 氏 名
連絡先

養老町学習用タブレット端末購入費補助金要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

なお、この補助金の交付申請、請求等の諸手続きに伴い、私（申請者）及び同居世帯全員の町税の納税状況について、担当課において関係資料を調査することに同意します。

○補助金受給対象生徒名等

対象生徒	(フリガナ) 氏 名	生年月日	在学する学校名
			年 月 日
		年 月 日	高等学校
申請額	_____円		

◎添付資料

- (1) 学生証の写し又は在学証明書
- (2) 端末の購入金額がわかる領収書等
- (3) 入学する高等学校等が端末の購入について示した書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

養老町長



養老町学習用タブレット端末購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった養老町学習用タブレット端末購入費補助金について、次のとおり決定しましたので、養老町学習用タブレット端末購入費補助金要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助金額

円

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

養老町長



養老町学習用タブレット端末購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった養老町学習用タブレット端末購入費補助金
について、下記の理由により不交付とすることに決定しましたので通知します。

記

1 不交付理由

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

(あて先) 養老町長

請求者	住 所	
(保護者)	氏 名	印
	連絡先	

養老町学習用タブレット端末購入費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた養老町学習用タブレット端末購入費補助金について、養老町学習用タブレット端末購入費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名		銀行 金庫 組合 農協	本店 支店 出張所
預貯金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			